

100億企業ネットワーク形成事業委託業務プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 業務名

100億企業ネットワーク形成事業委託業務

(2) 業務の目的

本県経済を牽引する100億企業を県内に創出するため、セミナーの実施により、企業成長に向けた意識の転換及び挑戦意欲の喚起を図り、高知県100億企業登録制度への参加を促進する。また、企業の経営者等の意見交換を通じて、高知県100億企業のネットワーク形成を促進する。

(3) 業務内容

別添「100億企業ネットワーク形成事業委託業務 提案依頼書（仕様書）」のとおり。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

2 見積限度額

3,735千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とします。

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「100億企業ネットワーク形成事業委託業務プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下、「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、提出書類の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、提出書類の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。10日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うことになります。

ただし、令和8年2月高知県議会定例会において、本事業に係る予算が議決されなかった場合は、本件手続きについて停止等を行うことがあります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等にかかる競争入札参加者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時まで登録が予定されている）者であること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること

- (3) 「高知県物品購入等関係者指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること
- (5) 本店及び高知県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと
- (6) 本店及び高知県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (7) (1) で競争入札参加資格を有しない者は、高知県知事が定める申請書（令和6～令和8年度競争入札参加資格審査申請書）に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して、下記の指定場所へ提出すること

＜高知県知事が定める申請書の提出先＞

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県会計管理局総務事務センター

6 募集要領及び説明動画の公開

公開開始日：令和8年3月3日（火）

公開場所：高知県ホームページ（産業政策課ホームページ内）

公開内容：本プロポーザルの募集要領、提案依頼書（仕様書）等の配布資料及び業務説明動画

その他：動画視聴にあたっての事前申込みは不要とする。質疑がある場合は、後述する「7 質疑と回答」の手続きに従うこと。

7 質疑と回答

質疑事項は別紙様式1により電子メールで受付する。なお、電話により着信を確認すること。質疑と回答の内容は、高知県産業政策課ホームページに掲載する。なお、質疑の提出先は、下記8（1）の参加申込書の提出先と同様とする。

受付期限 令和8年3月9日（月）17:00 まで

回答日 令和8年3月11日（水）予定

8 参加申込及び資格要件の確認

参加を希望する事業者は、参加申込書（別紙様式2）に法人概要書を添えて申込をしてください。申込に当たって提出する書類は次表のとおりです。

[提出書類、様式及び提出部数等]

提出書類の名称	規格	提出部数
参加申込書（別紙様式2）	A4縦	各1部
法人概要書（業務内容のわかるもの）	様式自由	

※5（7）の場合は、法人の納税証明書（参加申込書を提出する日の前日までに納税期限の到来した都道府県税について滞納がないことがわかる書類）（発行3ヶ月以内のもの）及び法人の消費税及び地方消費税の納税証明書（発行3ヶ月以内のもの）を各1部提出してください。

(1) 参加申込書

① 提出期限

令和8年3月16日(月)17:00必着

② 提出方法

持参、郵送(書留郵便または配達証明に限る。)、電子メール

なお、電子メールで提出する場合は、電話により着信を確認すること

③ 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁本庁舎3階

高知県産業振興推進部産業政策課 担当者:島村、松木

TEL:088-823-9049

E-mail:120801@ken.pref.kochi.lg.jp

(2) 資格要件の確認

高知県産業振興推進部産業政策課において提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、令和8年3月17日(火)までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

② 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別添「100億企業ネットワーク形成事業委託業務プロポーザル企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

10 審査

別添「100億企業ネットワーク形成事業委託業務プロポーザル審査要領」に基づき実施します。

11 審査結果

審査結果は、審査委員会終了後、速やかにすべての提案者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

12 日程

令和8年3月3日(火) 募集要領・説明動画の公開(県HP)

3月9日(月)	質疑書の提出期限(17時必着)
3月11日(水)	質疑書への回答
3月16日(月)	参加申込書の提出期限(17時必着)
3月24日(火)	企画提案書の提出期限(10時必着)
3月27日(金)	審査委員会(プレゼンテーション)(予定)
3月30日(月)	審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限ります。)します。
- (3) 提出された書類は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第6条第1項第4号の規程により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式3により提出してください。
開示・非開示の判断は、提出された様式3に基づき行うものではなく、様式3を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。
- (4) 契約者以外の提出書類の内容については、提案者の承諾なしに利用することはありません。

14 お問い合わせ先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁本庁舎3階
 高知県産業振興推進部産業政策課
 担当者：島村、松木
 TEL：088-823-9049
 E-mail：120801@ken.pref.kochi.lg.jp

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- ① 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- ② 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ③ 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ④ 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- ⑤ プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

- (1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提

出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取り扱いをするものではありません。

- (2) 企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。
- (4) 令和8年度高知県一般会計予算が提案どおり議決されなかった場合は、本件手続きについて停止等を行う場合があります。